

議案第 41 号

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について、関係市町と協議するに当たり、南房総広域水道企業団規約（平成2年8月1日千葉県地指令第7号）第14条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出

鴨川市長 佐々木 久之

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議書

南房総広域水道企業団（以下「企業団」という。）の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について、南房総広域水道企業団規約（平成2年8月1日千葉県地指令第7号）第14条の規定により、次のとおり定める。

（事務の承継）

第1条 企業団の事務は、千葉県企業局が承継する。

（決算の審査及び認定）

第2条 企業団の企業長が調製した決算は、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見を付けて千葉県の議会の認定に付すものとする。